

京都府産木材認証制度に係る標章の使用規程

平成18年7月10日付け8林第290号 農林水産部長通知

(目的)

第1条 この規定は、京都府産木材認証制度実施要綱(平成16年12月28日付け6林第597号、農林水産部長通知)第36条の2の規定により、京都府産木材認証制度の標章に係る意匠、規格、使用方法等を定めることを目的とする。

(標章の種類)

第2条 京都府産木材認証制度に係る標章(以下「標章」という。)の意匠は、別図1から別図2のとおりとする。

(標章の規格最小値)

第3条 標章の規格最小値は別図1にあってはAHは6ミリメートル以上、別図2にあってはBHは7ミリメートル以上とする。



(標章と組み合わせる文字表記とデザイン)

第4条 標章と組み合わせて用いるロゴタイプ(以下、「ロゴタイプ」という。)の和文及び英文の表記は、次の3種類とする。

- (1) 京都府産木材
- (2) 京都府産木材の家
- (3) MADE IN KYOTO

2 前項各号の書体は、ヒラギノ角ゴシック体W7とする。ロゴタイプと認識される各書体については、これ以外の書体の使用は、原則として認めない。

3 第1項各号のロゴタイプの印刷色は、原則として黒色とする。

(標準標語及び文字デザイン)

第5条 標章と併せて用いる標準的な標語は「地元で育てた木を地元で使う。木にも、人にも、地球にも、それが一番いい。」とする。

2 前項の標語の書体は、ヒラギノ明朝体W7を標準とする。

3 ただし、場面に合わせて効果的なレイアウトやフォント等を使用することができる。

(標準的な標章の使用事例)

第6条 標章の標準的な使用例は、別図3のとおりとする。

(標章の使用の許可)

第7条 標章を使用しようとする者は、京都府知事に許可申請を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式により知事に許可の申請をしなければならない。

(使用の許可の基準)

第8条 知事は、前条第2項の申請が、京都府木材認証制度の目的に資するものであると認めるときに、前条第1項の許可をしなければならない。

2 知事は、前条第1項の許可をするときは別記第2号様式により、同項の不許可をするときは別記第3号様式により、申請者に通知しなければならない。

(使用者の責務)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、標章を無償で使用することができる。

2 第7条第1項の許可を受けた者は、標章の使用に係る実績を別記第4号様式により、速やかに知事に報告をしなければならない。

(違反者への勧告及び公表)

第10条 知事は、この使用規程に違反した者に対し、速やかに違反内容を明記して、中止及び必要な措置の勧告を行うものとする。

2 知事は、前項の勧告に従わない者の氏名及び違反の内容を公表するものとする。

(書類の提出)

第11条 標章の使用を希望する者がこの使用規程に基づき知事に申請書等を提出する場合には、その府内における事業所(府内に複数の事業所を置いている場合にあっては、そのうちの主たる事業所)の所在地を所管する広域地方振興局長(京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都林務事務所)に提出するものとする。

2 京都府産木材認証制度実施要綱に定める指定認証機関が、この使用規程により知事に申請書等を提出する場合にあっては、前項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成18年7月10日より施行する。

別図 1

(1) 枠なしタイプ

色は、ウッドグリーン

印刷色 (カスタムカラー) DIC63

印刷色 (プロセスカラー) C83 + M0 + Y95 + K0



別図 2

(2) 枠ありタイプ 1

色は、ウッドグリーン

印刷色 (カスタムカラー) DIC638

印刷色 (プロセスカラー) C83 + M0 + Y95 + K0



(3) 枠ありタイプ 2

色は、ウッドイエロー

印刷色 (カスタムカラー) DIC567

印刷色 (プロセスカラー) C0 + M25 + Y100 + K0



< ロゴタイプの表記事例 >

京都府産 木材

京都府産木材の家

MADE IN KYOTO

< 標準標語及び文字デザイン >

地元で育てた木を地元で使う。
木にも、人にも、地球にも、それが一番いい。

図 3

(1) 木材及び木材製品に貼付する標準使用事例



■フォント

A: ヒラギノ明朝体 W7 / 大日本スクリーン (京都)

B: ヒラギノ角ゴシック体 W5 / 大日本スクリーン (京都)

(2) 木材及び木材製品への焼き印の標準使用事例



(3) 旗の標準使用事例



(4) 啓発資材等の標準使用事例



(5) 京都府産木材認証制度に係る事業者等への標準使用事例



■フォント
Aヒラギノ明朝体 W7 / 大日本スクリーン (京都)